

## 平成28年1月から窓口での個人番号の提示が必要な手続きがあります。

- 児童手当又は特例給付に関する申請
- 保育園入園に関する申請
- 子ども・子育て支援関連
- 身体障害者手帳交付関連
- 精神障害者保健福祉手帳交付関連
- 特別児童扶養手当及び福祉手当・特別障害者手当関連
- 自立支援給付又は地域生活支援事業関連 など

### 申請の際に必要なもの

#### ◎ご本人が窓口で手続きをする場合

- 1 個人番号確認書類として  
本人および対象者の個人番号カードまたは通知カード
- 2 本人確認書類として  
官公署発行の顔写真付きの書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、身体障害者手帳など）  
これらが困難な場合は健康保険者証、年金手帳、年金証書等公的機関が発行したものを2つ

#### ◎代理人が手続きをする場合

- 1 個人番号確認書類として  
本人および対象者の個人番号カードまたは通知カード
- 2 代理権の確認書類として  
委任状
- 3 代理人の本人確認書類として  
官公署発行の顔写真付きの書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、身体障害者手帳など）  
これらが困難な場合は健康保険者証、年金手帳、年金証書等公的機関が発行したものを2つ

上記のもの以外にそれぞれの申請に必要な書類があります。お問い合わせください。

TEL 72-3416（住民福祉課直通）

## 国民年金保険料の納付は、口座振替がますますお得です！

- 国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があり、なかでも口座振替は現金納付等に比べて割引額が大きく設定されています。
- 割引額が多いのは、以下の順になります。

	2年前納	1年前納	6ヵ月前納	当月未振替（早割）	翌月末振替
年間割引額	(15,360円割引)	(3,920円割引)	(1,060円割引)	(600円割引)	(0円)

- 2年前納は口座振替だけの取扱いです。2年前納をご利用いただくと、毎月現金で納付する場合と比べ2年間で15,360円の割引になります（割引額は平成27年度の保険料額）。  
※平成28年度の保険料額は、平成28年2月下旬に告示される予定です。

- 平成28年4月末の口座振替による「2年前納」「1年前納」「6ヵ月前納」を希望する場合は、平成28年2月末まで（必着）にお申込みください。

※「当月未振替（早割）」と「翌月末振替」は、いつでもお申込みいただけます。

詳しくは、徳島南年金事務所（088-652-1511）または役場住民福祉課（0884-72-3415）まで。